

動労千葉申第4号（10月18日）

第47回定期大会決定に基づく申し入れ

第47回定期大会決定に基づき、下記のとおり申し入れるので、団体交渉により誠意をもって回答すること。

記

1. 業務委託を解消し、業務と出向者全員をJRに戻すこと。
2. 定年を延長し、65歳まで働くことができる労働条件を確立すること。
3. 居住地域（外周地域）にエルダーの働く場を確保すること。
4. 2019年度退職者に関して、エルダー希望者及び本体勤務希望者数を具体的に明らかにするとともに、本人希望に基づく就労先を提示すること。
5. エルダー出向者の年間休日数について、JRと同様にすること。
6. エルダー社員が病気になった場合の取り扱いについて、現職社員と同様に病気休職期間を設けること。
7. 本線運転士の高齢者対策及び育児・介護のために、昼間時間帯に短時間行路を設定すること。短時間行路を設定する際は、他の負担とならないように行路数及び標準数を増やすこと。
8. 本線運転士が乗務中に倒れたり、身体に不安を抱えながら乗務し続けている現実の中で、ダイ改毎に限度を超えた労働強化が行われている現実があることから、次のとおり労働条件の緩和を図ること。
 - (1) 稠密線区における拘束時間の延長を撤回すること。
 - (2) 拘束時間は、一般線区も含め、日勤行路は9時間以内、泊行路は19時間以内とすること。また、乗務キロについては、日勤行路200km（出区がある場合は180km）、泊行路は300km（同じく280km）以内とすること。
 - (3) 泊明け行路（乙行路）の軽減を図るため、拘束時間を6時間以内とすること。
 - (4) 泊行路の出勤を13時以降、退勤は12時以前とすること。

（裏面に続く）

- (5) 在宅休養時間を確保するため、前夜出勤・後夜退勤の日数を制限すること。
 - (6) 行先地の時間について、疲労回復・前途乗務の心身の準備としての位置づけを明確にし、乗務中断の時間を確保すること。
 - (7) 「5時間以下の睡眠は飲酒運転と同じ」とした米国自動車協会の報告に踏まえ、睡眠時間は労働時間Aを除いて6時間以上を確保すること。
 - (8) 食事時間は40分以上を確保すること。
9. 乗務中に運転士が倒れる等の事態が発生していることから、次のとおり対策を講ずること。
- (1) 運転士や当直に教育・指導を行い、体調不良の場合は必ず申告できる状況をつくること。申告があった場合は、交替の乗務員や指導員を手配すること。
 - (2) 当直や指令に、一定の医学的判断ができる教育を行うこと。判断ができない場合は直ちに健診センター等に問い合わせる等のシステムを確立すること。
 - (3) AEDや熱中症測定器を全職場に配備し、取り扱い訓練を行うこと。
10. 特殊勤務手当（乗務手当）の廃止、入出区作業等の業務委託拡大は、運転士の労働条件を根本から解体するものであることから、絶対に行わないこと。
11. 運転士が背面から撮影され、動画や写真が流され、それを口実に運転士個人への責任追及や処分が行われていることから、次のとおり対策を講ずること。
- (1) 背後から運転士の撮影することを禁止する旨を掲示すること。
 - (2) 運行の安全を確保するために、運転席は客席から遮蔽された構造とすること。また、それまでの間、カーテンは下げた状態を所定すること。
 - (3) インターネット上の不適切な映像等については、会社の責任で直ちに削除する手配をとること。
12. 「選択と集中」「戦略的ダウンサイジング」に基づくローカル線切り捨て・ワンマン運転拡大計画を直ちに中止すること。
13. 久留里線のワンマン運転を直ちに中止すること。
とくに、久留里～亀山間の昼間帯の列車運行を復活させること。
14. 木更津運輸区でECからDCへの転換を行っているが、転換後の運転士の運用の考え方を具体的に明らかにすること。
15. イノシシ等の衝撃事故が多発していることから、早急に対策を講ずること。
また、沿線の除草については、特定箇所だけではなく、全線区において、定期的
に実施すること。
16. DL業務について次の点を改善すること。
17. 各線区の間駅に乗務員用トイレを設置すること。
18. ライフサイクル制度を撤廃すること。

以上